

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月3日

【会社名】 ニプロ株式会社

【英訳名】 NIPRO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐野嘉彦

【本店の所在の場所】 大阪府摂津市千里丘新町3番26号

【電話番号】 06(6310)6770

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理統括 経営企画本部長 余語岳仁

【最寄りの連絡場所】 大阪府摂津市千里丘新町3番26号

【電話番号】 06(6310)6770

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理統括 経営企画本部長 余語岳仁

【縦覧に供する場所】 ニプロ株式会社 東京支店
(東京都文京区本郷4丁目3番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する期末配当

期末配当金 1株につき金15円

効力発生日 2024年6月27日(木)

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任を明確にし、環境の変化に迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、株主からの信任の機会を増やすことを目的として、定款第21条(任期)について2年から1年に変更するもの。これに伴い、補欠、増員により選任された取締役の任期の調整規定を廃止するもの。

第3号議案 取締役18名選任の件

佐野嘉彦、吉岡清貴、山崎剛司、余語岳仁、増田利明、小林京悦、箕浦公人、佐野一彦、西田健一、大山靖、中村秀人、芳田豊司、田中良子、嶋森好子、服部利昭、吉森俊和、今泉泰彦および串田ゆかの18名を取締役に選任

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

佐野元昭を補欠監査役に選任

(3) 議決権の状況

1) 議決権を有する株主数 62,815名

2) 総議決権数 1,636,055個

(4) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	議決権行使の内容(注) 1			可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)		
第1号議案 剰余金の処分の件	1,155,979	6,251	132	(注) 2	可決 99.5
第2号議案 定款一部変更の件	1,156,928	5,306	132	(注) 3	可決 99.5
第3号議案 取締役18名選任の件					
佐野 嘉彦	1,028,680	138,760	645		可決 88.0
吉岡 清貴	1,073,611	94,345	132		可決 91.9
山崎 剛司	1,075,486	92,470	132		可決 92.1
余語 岳仁	1,075,228	92,728	132		可決 92.1
増田 利明	1,073,138	94,818	132		可決 91.9
小林 京悦	1,074,277	93,679	132		可決 92.0
箕浦 公人	1,075,412	92,544	132		可決 92.1
佐野 一彦	1,072,591	95,365	132		可決 91.8
西田 健一	1,075,038	92,918	132	(注) 4	可決 92.0
大山 靖	1,074,944	93,012	132		可決 92.0
中村 秀人	1,074,623	93,333	132		可決 92.0
芳田 豊司	1,075,212	92,744	132		可決 92.0
田中 良子	1,075,826	92,128	132		可決 92.1
嶋森 好子	1,080,241	87,715	132		可決 92.5
服部 利昭	1,076,841	91,113	132		可決 92.2
吉森 俊和	1,153,433	14,524	132		可決 98.7
今泉 泰彦	1,141,381	26,574	132		可決 97.7
串田 ゆか	1,155,194	12,763	132		可決 98.9
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	1,152,375	9,802	132	(注) 5	可決 99.1

- (注) 1. 当日出席株主による議決権数には、当日出席された株主(役員および委任状提出によるものを含む)の内、賛成、反対または棄権について確認できた議決権数のみ算入しております。
2. 当社定款第17条第1項の定めにより、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成により可決します。
3. 当社定款第17条第2項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上(本総会においては545,352個以上)を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成により可決します。
4. 当社定款第20条第1項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上(本総会においては545,352個以上)を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決します。
5. 当社定款第29条の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上(本総会においては545,352個以上)を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決します。

(5) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書により事前行使された株主の議決権数と、当日出席された株主(委任状提出によるものを含む)の内、賛成、反対または棄権について確認できた議決権数との集計により、各議案とも可決要件を満たしました。

よって当日出席された株主の内、賛成、反対、または棄権について確認ができていない一部の議決権数は、上記(4)記載の賛成、反対または棄権の各個数には加算していません。